

## 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 運営規定

医療法人社団 天翠会  
介護老人保健施設 エメロード三萩野

令和6年8月1日

## 第1章 総 則

### (策定の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団天翠会が、介護保険法第94条の規定に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設エメロード三萩野(以下「施設」という)における短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について、その運営に関する事項を定め、入所者に対する適正な処遇と効果的な施設運営を確保することを目的とする。

### (施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画に基づき、医療的管理のもとにおける看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上必要な世話を行なうことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場にたって短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスを提供するよう努めるものとする。
3. 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
4. 施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。
5. 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称：介護老人保健施設 エメロード三萩野

所在地：北九州市小倉北区東篠崎一丁目9番3号

### (定員の遵守)

第4条 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスは介護保険施設サービスの入所定員の範囲内で行なうことと両サービスを合わせた入所・利用者の数が、入所定員及び療養室の定員を超えてはならない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りではない。

### (通常の送迎の実施地域)

第5条 施設が、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用者に対して、通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

北九州市小倉北区、小倉南区

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第6条 施設に次の職員を置く。

職種	員数
管理者	1名
医師(管理者を兼ねる)	1名
看護職員	8名以上
介護職員	20名以上
理学療法士又は作業療法士もしくは言語聴覚士	2名以上
支援相談員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
薬剤師	1名(非常勤)
管理栄養士又は栄養士	1名(管理栄養士)
事務職員	3名以上
運転職員	若干名
調理員	委託

(職務の内容)

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

(1)管理者

管理者は、介護老人保健施設に携わる従業員の管理、指導を行なう。

(2)医師

管理者の命を受け、入所者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。

(3)看護職員

医師の指示を受けて行なう入所者の看護、保健衛生及び介護に関するここと。

(4)介護職員

利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく介護を行う。

(5)理学療法士又は作業療法士もしくは言語聴覚士

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に関するここと。

(6)支援相談員

入所者の生活相談、指導に関するここと及び入所相談に関するここと。

(7)介護支援専門員

利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(8)管理栄養士

入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント、献立の作成、栄養の計算、管理及び食事相談に  
関すること。

(9) 薬剤師

医師の指示を受けて行なう入所者に対する調剤業務、服薬指導に関すること。

(10) 事務員

施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。

(11) 運転職員

運転業務に関すること。

(12) 調理員

調理業務に関すること。

(勤務体制の確保等)

第8条 施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、職員  
の勤務体制を定めるものとする。

2. 施設は、当該施設の職員によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、  
入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
3. 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条  
第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対  
し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。ま  
た、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の開始及び終了

(内容及び手続きの同意)

第9条 施設は、施設介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対  
し、運営規定の概要、従業員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認  
められる重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、当該提供の開始について文書に  
より入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によっ  
て、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2. 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見  
に配慮して、介護保険施設サービスを提供するように努めるものとする。

(サービスの提供)

第11条 施設は、その心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出  
張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、一時的

に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があると認められる者を対象に療養室において短期入所療養介護を提供するものとする。

2. 施設は、正当な理由なく、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を拒んではならない。
3. 施設は、通常の送迎の実施地域及び利用申込み者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適切な他の事業所等の紹介及び適切な病院あるいは診療所を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。
4. 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、その者的心身の状況、病歴、その置かれている状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。
5. 施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なってはならない。身体的拘束を行なう場合には、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
6. 施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会を定期的に開催するとともにその結果について職員に周知する。また、指針を整備し、定期的な研修を行なう。
7. 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努める。
8. 施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

#### (居宅介護支援事業者等との連携)

- 第 12 条 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
2. 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  3. 施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第 13 条 施設は、入所の際に要介護認定を受けてない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行なわれているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なうものとする。
2. 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行なえるよう必要な援助を行なうものとする。

(サービス提供の記録)

- 第 14 条 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供した際には、提供年月日及び内容、介護保険法の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅介護サービス計画を記載した書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

- 第 15 条 施設は、提供した介護保険施設サービスに関し入所者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

## 第 4 章 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の内容

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の作成)

- 第 16 条 施設の管理者は 4 日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療方針に基づき、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、施設職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
2. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画は利用者又はその家族に説明し同意を得るものとする。
3. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画を作成するに当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の取扱方法)

- 第 17 条 施設は、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画を作成しない場合であっても、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に基づき提供する。

(診療の方針)

- 第 18 条 医師の診療の方針は、次に掲げることによるものとする。

2. 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な判断を基とし、療養上妥当適切に行なう。
3. 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者的心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることが出来るよう適切な指導を行なう。
4. 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行なう。
5. 検査、投薬、注射、処置は、入所者の病状に照らして妥当適切に行なう。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

- 第 19 条 施設の医師は、入所者の病状から見て当該施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等、診療について適切な措置を講ずるものとする。
2. 施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させないものとする。
  3. 施設の医師は、入所のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報提供を行なう。
  4. 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から、当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行なう。

(機能訓練)

- 第 20 条 施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の指導のもと、各入所者に対し計画的に行なう。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第 21 条 看護及び医学的管理のもとにおける介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて適切な技術をもって行なうものとする。
2. 施設は、1週間に2回以上、特別浴槽を用いる等適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。
  3. 施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行なうものとする。
  4. 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、適切におむつの交換を実施するものとする。
  5. 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行なうものとする。

6. 施設は、入所者に対し、入所者の負担による、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせないものとする。
7. 施設は、入所者に対し、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行なうとともに、発生を防止する体制を整備するものとする。

(食事の提供)

第 22 条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝 8 時、昼 12 時、夕 6 時とする。

2. 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行なうよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第 23 条 施設は、常に入所者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なうものとする。

(その他のサービスの提供)

第 24 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行なうものとする。

2. 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第 25 条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水、調理や配膳について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なうものとする。

2. 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知する。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(協力病院等)

第 26 条 協力病院及び協力歯科医院は、次のとおりとする。

【協力医療機関】

名 称	住 所
小倉きふね病院	北九州市小倉北区貴船町 3 番 3 号
小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野 3 丁目 2 番 1 号
荒木眼科医院	北九州市小倉北区黄金 2 丁目 8 番 10 号
村田クリニック	北九州市小倉北区昭和町 13 番 22 号
小倉蒲生病院	北九州市小倉北区蒲生 5 丁目 5 番 1 号
健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町 13 番 1 号

【協力歯科医療機関】

名 称	住 所
苅田スマイル歯科小児歯科医院	福岡県京都郡苅田町神田町 2 丁目 25 番 20 号

## 第 5 章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第 27 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から別表 1 に掲げる利用料の一部及び居住費並びに食費の負担額の支払いを受けるものとする。ただし、入所者が利用料等の免除の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

2. 施設は、前項に定めるもののほか、別表 2 に掲げるその他費用の支払いを受けることが出来る。
3. 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付のための証明書の交付)

第 28 条 施設は、法定受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

## 第 6 章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第 29 条 入所者は次の事項を守らなければならない。

- ① 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の

友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。

- ② 他の入所者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- ③ 施設及び療養室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- ④ 建物備品及び貸与物品は大切に取り扱うこと。
- ⑤ 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
  - ア：発火のおそれのある物品は、施設内に持ち込まないこと
  - イ：火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること

#### (面会)

第 30 条 入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会しなければならない。

#### (外出・外泊)

第 31 条 入所者が外出または外泊を希望する時は、事前に定められた届出書により、管理者に申し出て許可を得なければならない。

#### (身上変更の届出)

第 32 条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときには、速やかに管理者に届け出なければならない。

## 第 7 章 非常災害対策

#### (非常災害対策)

第 33 条 管理者は、災害防止と入所者の安全を図るために別に定める防災に関する規定に基づき、防災管理者及び消防計画を定め、常に入所者の安全管理に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

#### (業務継続計画の策定等)

第 34 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行う。

## 第8章 その他施設運営に関する重要事項

### (掲示)

第35条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

### (秘密保持等)

第36条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 施設は、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
3. 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者の情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

### (苦情処理)

第37条 施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情対応マニュアルに基づいて措置するものとする。

2. 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
3. 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

### (地域との連携)

第38条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めるものとする。

### (事故の防止及び発生時の対応)

第39条 施設は、入所者に対する介護保健サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保健所、市町村等関係機関に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
3. 施設は、損害賠償保険に加入し、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償す

べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

4. 施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、事故が発生又は再発生することを防止するための対策を講じるものとする。また、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

(入所者に関する市町村への通知)

第 40 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地帶なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ① 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(記録の整備)

第 41 条 施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

(1) 管理に関する記録

- ア : 事業日誌
- イ : 職員の勤務状況
- ウ : 定款及び施設運営に必要な諸規定
- エ : 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- オ : 関係官署に対する報告書等の文書綴
- カ : 重要な会議に関する記録
- キ : 防災訓練に関する記録

(2) 入所者に関する記録

- ア : 入所者台帳(病歴、生活暦、家族の状況等を記録したもの)
- イ : 入所サービス計画書
- ウ : 診療録及び機能訓練、療養日誌
- エ : 第 11 条に規定する検討の経過・結果の記録
- オ : 献立その他休職に関する記録
- カ : 緊急やむを得ない場合に行なった身体的拘束等に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

- ア : 収支予算・決算に関する記録
- イ : 金銭の出納に関する書類
- ウ : 収入・支出に関する書類(介護報酬請求明細等)
- エ : 資産に関する台帳
- オ : 利用料に関する書類

(補足)

第 42 条 この規定に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、  
さらに必要な事項については別に定める。

別表1(第27条第1項関係)

## 介護老人保健施設 利用料金表

1. 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

短期入所療養介護		要介護度	基本 単位/日	地域 加算(円)	地域 加算後 (円)	利用者負担額(円)		
基本型 個室	介護保健 施設 サービス費(i)					1割負担	2割負担	3割負担
	要支援1	579	10,14	5,871	588	1,175	1,762	
	要支援2	726		7,361	737	1,473	2,209	
	要介護1	753		7,635	764	1,527	2,291	
	要介護2	801		8,122	813	1,625	2,437	
	要介護3	864		8,760	876	1,752	2,628	
	要介護4	918		9,308	931	1,862	2,793	
	要介護5	971		9,845	985	1,969	2,954	
基本型 多床室 (4人 部屋及 び2人 部屋)	介護保健 施設 サービス費 (iii)	要支援1		613	6,215	622	1,243	1,865
		要支援2		774	7,848	785	1,570	2,355
		要介護1		830	8,416	842	1,684	2,525
		要介護2		880	8,923	893	1,785	2,677
		要介護3		944	9,572	958	1,915	2,872
		要介護4		997	10,109	1,011	2,022	3,033
		要介護5		1,052	10,667	1,067	2,134	3,201

短期入所療養介護		要介護度	基本 単位/日	地域 加算(円)	地域 加算後 (円)	利用者負担額(円)		
在宅 強化型 個室	介護保健 施設 サービス費(i)					1割負担	2割負担	3割負担
	要支援1	632	10,14	6,408	641	1,282	1,923	
	要支援2	778		7,888	789	1,578	2,367	
	要介護1	819		8,304	831	1,661	2,492	
	要介護2	893		9,055	906	1,811	2,717	
	要介護3	958		9,714	972	1,943	2,915	
	要介護4	1,017		10,312	1,032	2,063	3,094	
	要介護5	1,074		10,890	1,089	2,178	3,267	
在宅 強化型 多床室 (4人 部屋及 び2人 部屋)	介護保健 施設 サービス費 (iii)	要支援1		672	6,814	682	1,363	2,045
		要支援2		834	8,456	846	1,692	2,537
		要介護1		902	9,146	915	1,830	2,744
		要介護2		979	9,927	993	1,986	2,979
		要介護3		1,044	10,586	1,059	2,118	3,176
		要介護4		1,102	11,174	1,118	2,235	3,353
		要介護5		1,161	11,772	1,178	2,355	3,532

\*下表の加算が加わることがある。

## 加算料金について

加 算 種 别		所 定 単 位
送迎加算	利用者に対して送迎を行なう場合。(片道につき)	184 単位/回
夜勤職員配置加算	入所者が 20 名又はその端数を増すごとに 1 名以上の夜勤を行なう介護・看護職員を 2 名を超えて配置していること。	24 単位/日
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護師、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施した場合。	240 単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状を認め在宅が困難であると判断した場合	200 単位/日
療養食加算	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合。	8 単位/回
口腔連携強化加算	口腔状態の評価しケアマネ等に情報を提供	50 単位/月
緊急時施設療養費	緊急時治療管理費（入所者の病状が重篤にとなり救急救命医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行なった場合、1 月に 1 回 3 日を限度）	518 単位/日
	特定治療（老人医科診療報酬点数表の額に 10 円を乗じた金額がかかります。保健医療機関等が行なった場合に算定されるリハビリテーション・検査・注射・処置等を行なった場合）	
総合医療管理加算	治療管理目的で厚生労働大臣が定める基準に従い療養介護を行う。	275 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士の有資格者が 80% 以上勤務している。勤続 10 年以上の介護福祉士が 35% 以上。	22 単位/日
緊急短期入所受入加算（介護予防を除く）	居宅サービス計画において計画的に行なうこととなっていない指定短入所療養管介護を緊急に行なった場合。7 日、やむを得ない事情がある場合は 14 日。	90 単位/日
重度療養管理加算	計画的な医学管理を行ない、かつ療養上必要な処置を行なった場合。（要介護 4、5 に限る）	120 単位/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全、職員の負担軽減等を検討する会議を開催しテクノロジーを 1 つ以上導入している	10 単位/月
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援等指標が 40 以上であること。地域に貢献する活動を行なっていること。基本型介護老人保健施設サービス費を算定していること)	51 単位/日
介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)	利用者ごとの所定単位数合計に 1,000 分の 75 を加算	

## 居住費及び食費の負担額

### ■居住費(1日あたり)

利用者負担段階	居住費負担額	
	個室/日	多床室/日
第1段階 ・生活保護を受けている人 ・市民税が非課税の世帯で、老齢福祉年金を受けている人	550円	0円
第2段階 ・市民税が非課税の世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が年間80万円以下の人	550円	430円
第3段階 ・市民税が非課税の世帯で、利用者負担第2段階に該当しない人	1,370円	430円
第4段階 ・市民税が課税世帯の人など	1,728円	437円
2割負担 ・一定以上の所得のある方	1,728円	437円
3割負担 ・一定以上の所得のある方	1,728円	437円

### ■食費(1日あたり)

利用者負担段階	ショートステイ利用者食事負担額/日
第1段階 ・生活保護を受けている人 ・市民税が非課税の世帯で、老齢福祉年金を受けている人	300円
第2段階 ・市民税が非課税の世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が年間80万円以下の人	600円
第3段階 ・市民税が非課税の世帯で、年収等80万円超120万円以下の人	1,000円
第3段階 ・市民税が非課税の世帯で、年収等120万円超の人	1,300円
第4段階 ・市民税が課税世帯の人	1,545円
2割負担 ・一定以上の所得のある方	1,545円
3割負担 ・一定以上の所得のある方	1,545円

### ■食費の負担額の内訳

朝食 390円 昼食 590円 夕食 565円

別表2（第27条第2項関係）

【法定給付外サービス】

その他費用負担

- ・個室、二人部屋をご利用の場合は、外泊時にも特別料金はいただることになります。

項目	内容
特別室料	<ul style="list-style-type: none"><li>・個室 : 330円/日</li><li>・2人部屋(第1,2段階の方) : 275円/日</li><li>・2人部屋(第3,4段階の方) : 550円/日</li></ul>
理美容代	<ul style="list-style-type: none"><li>・理容、美容に要した費用の実費</li></ul>
行楽費	<ul style="list-style-type: none"><li>・レクリエーションで外出した際の入園料や個人的な買物代金等の実費</li></ul>
日用生活品費	<ul style="list-style-type: none"><li>・230円/日</li><li>口腔スponジブラシ、口腔ケアウェッティ、歯ブラシ、コップ、バスタオル、入れ歯安定剤、入れ歯洗浄剤、電池 等</li></ul>
教養娯楽費	<ul style="list-style-type: none"><li>・レクリエーション活動等の材料費の実費</li></ul>
テレビレンタル代	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設が貸し出すレンタルテレビ : 100円/日(電気代含む)</li></ul>
電気代	<ul style="list-style-type: none"><li>・持ち込みによる電気器具を利用した場合 : 50円/日</li></ul>
洗濯代	<ul style="list-style-type: none"><li>・コインランドリー : 洗濯機(100円/1回)、乾燥機(100円/1回)</li><li>・業者による私物洗濯 : 1ネット 500円</li></ul>
健康管理費	<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ等の予防接種に係る費用の実費</li></ul>
診断書及び証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・実費</li></ul>

(1) 美容業者訪問 2回/月

(2) 電気代は施設提供以外の電気製品(電気毛布、電気アンカ、テレビ、ラジオ等)をご利用の場合にお支払いいただく